



事務連絡
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

野鳥サーベイランスの対応レベルについて

今シーズンの野鳥にかかる取組については、3月10日0時に岡山県笠岡市の事例における野鳥監視重点区域が解除された後、国内における野鳥監視重点区域は鹿児島県出水市の事例のみとなっておりますが、今シーズンの国内における発生状況及び近隣国での発生が続いていることを鑑み、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下マニュアル)における対応レベルは引き続き「3」として、監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等の徹底についてお願いしてきたところです。

今般、鹿児島県出水市の事例について最後の感染確認個体の回収日から45日後の3月30日(平成27年3月31日0時)をもって、野鳥監視重点区域の解除を行ったことから、以下の通り、同時に全国の対応レベルの引き下げを行いましたので、適切な対応を宜しく願います。

【対応】

- ・ 全国の対応レベルの引き下げ(対応レベル3 対応レベル2)

なお、現在国内における野鳥での発生は認められておりませんが、今シーズンの国内における発生状況及び近隣国での発生が続いていることを鑑み、マニュアルにおける対応レベルを「2」としました。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、夜間・休日を問わず、速やかに当方までお知らせくださるようお願いいたします。

サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、引き続き適切な対応をお願いいたします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
担 当：堀内鳥獣保護管理企画官、
根上専門官、山崎係長
直 通：03 - 5521 - 8285